

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	8
○ 北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】	9
○ 北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例【建設局総務部管理課】	10
○ 北九州市普通河川管理条例の一部を改正する条例【建設局河川部河川整備課】	12
○ 北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例【建設局河川部河川整備課】	13
○ 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部指導課】	15
○ 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	17
◇ 規 則	
○ 北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】	18
○ 北九州市普通河川管理条例施行規則の一部を改正する規則【建設局河川部河川整備課】	19
○ 北九州市準用河川管理規則の一部を改正する規則【建設局河川部河川整備課】	20
◇ 告 示	
○ 北九州市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定【港湾空港局港湾整備部整備課】	21
○ 北九州市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の負担割合【港湾空港局港湾整備部整備課】	23

◇ 公 告

- 北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る環境影響評価準備書
についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監
視課】

2 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立北方ひまわり学園を廃止することにした。

この条例は、令和3年1月1日から施行することにした。

◇北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金を廃止することにした。

この条例は、令和3年4月1日から施行することにした。

◇北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料の適正化を図るため、関係規定を改めることにした。

主な改正内容は、次のとおりです。

占用物件			占用料	
			単位	金額
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額		

この条例は、令和3年4月1日から施行することにした。

◇北九州市普通河川管理条例の一部を改正する条例

普通河川占用料等の適正化を図るため、次のとおり関係規定を改めることにしました。

(1) 流水占用料

種別	占用料	
	単位	額
原動力に供するもの	占用許可水量毎秒1	99円
鉱工業用その他に供するもの	リットルにつき1年	5,500円

(2) 土地占用料

種別		占用料	
		単位	額
地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額
	階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額
耕作地			8円

(3) 土石採取料

種別	採取料	
	単位	額
土砂	1立方メートル	116円
砂		150円
砂利		233円
栗石		150円

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例

準用河川占用料等の適正化を図るため、関係規定を改めることにしました。
主な改正内容は、次のとおりです。

(1) 流水占用料

種別	占用料	
	単位	額
原動力に供するもの	占用許可水量毎秒1 リットルにつき1年	99円
鉱工業用その他に供するもの		5,500円

(2) 土地占用料

種別		占用料	
		単位	額
地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	近傍類似の土 地の時価に0 .005を乗 じて得た額
	階数が2のもの		近傍類似の土 地の時価に0 .008を乗 じて得た額
	階数が3以上のも の		近傍類似の土 地の時価に0 .01を乗じ て得た額
耕作地			8円

(3) 土石採取料

種別	採取料	
	単位	額
土砂	1立方メートル	116円
砂		150円
砂利		233円
栗石		150円

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、位置、構造及び管理に関する基準の対象となる急速充電設備の範囲を拡大する等のため、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 基準の対象となる急速充電設備の範囲の上限を、全出力50キロワットから200キロワットまで拡大することにしました。
- 2 充電用のケーブルに係る急速充電設備の構造等に関する基準を追加することにしました。
- 3 全出力50キロワットを超える急速充電設備を設置しようとする場合は、消防署長に届け出なければならないことにしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市子ども総合センターに勤務する職員が、児童の福祉に関する相談、指導、一時保護等の業務に従事したときは、児童相談等業務手当として、業務に従事した1日につき1,000円を支給することにしました。

この条例は、令和3年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の廃止に伴い、北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則を廃止することにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市普通河川管理条例施行規則の一部を改正する規則

占用料等の額の算定に係る端数処理の方法について、規定の整備を行うことにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市準用河川管理規則の一部を改正する規則

河川占用等の許可書の交付に係る規定の整備を行うことにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 4 8 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の児童発達支援センターの項中

「

〃 到津 ひまわり学園	〃 小倉北区下到 津一丁目 8 番 8 号
〃 北方 ひまわり学園	〃 小倉南区北方 二丁目 1 6 番 1 号

を

」

「

〃 到津 ひまわり学園	〃 小倉北区下到 津一丁目 8 番 8 号
----------------	--------------------------

に

」

改め、別表第 4 の児童発達支援センターの項中

「

到津ひまわり学園
北方ひまわり学園

を

」

「

到津ひまわり学園

に

」

改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第49号

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和53年北九州市条例第39号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第50号

北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北九州市道路占用料徴収条例（昭和39年北九州市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を「に定めるところ」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

(3) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

別表の法第32条第1項第5号に掲げる施設の地下街及び地下室の項中「0.004」を「0.005」に、「0.007」を「0.008」に、「0.008」を「0.01」に改め、同表の令第7条第3号に掲げる施設の項中「0.028」を「0.033」に改め、同表の令第7条第8号に掲げる施設の項中「0.02」を「0.023」に、「0.028」を「0.033」に改め、同表の令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「0.02」を「0.023」に改め、同表の令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物の項中「0.02」を「0.023」に、「0.028」を「0.033」に改め、同表の令第7条第12号に掲げる器具の項中「0.028」を「0.033」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条

第1項若しくは第3項の許可又は同法第35条の同意（以下「許可等」という。）を受けて道路を占有している者（当該許可等に係る占有の期間が1年以下の者に限る。）の、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該許可等に係る占有の期間が満了する日（以下「満了日」という。）までの道路の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に許可等を受けて道路を占有している者（当該許可等に係る占有の期間が1年を超える者に限る。）の、施行日から満了日までの道路の占有に係る各年度の占用料の額は、占有物件ごとに算出した前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額を上限とする。

北九州市普通河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第51号

北九州市普通河川管理条例の一部を改正する条例

北九州市普通河川管理条例（昭和46年北九州市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表の1 流水占用料の表の原動力に供するものの項中「97円」を「99円」に改め、同表の鉱工業用その他に供するものの項中「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表の2 土地占用料の表の地下街及び地下室の項中「0.004」を「0.005」に、「0.007」を「0.008」に、「0.008」を「0.01」に改め、同表の耕作地の項中「10円」を「8円」に改める。

別表の3 土石採取料の表の土砂の項中「114円」を「116円」に改め、同表の砂の項中「148円」を「150円」に改め、同表の砂利の項中「229円」を「233円」に改め、同表の栗石の項中「148円」を「150円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に第9条第1号から第3号までの許可（以下「許可」という。）を受けて流水の占用、土地の占用又は土石の採取（以下「占用等」という。）をしている者（当該許可に係る占用等の期間が1年以下の者に限る。）の、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該許可に係る占用等の期間が満了する日（以下「満了日」という。）までの占用等に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に許可を受けて占用等をしている者（当該許可に係る占用等の期間が1年を超える者に限る。）の、施行日から満了日までの占用等に係る各年度の占用料等の額は、占用等の種別ごとに算出した前年度の占用料等の額に1.2を乗じて得た額を上限とする。

北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する

。

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 5 2 号

北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北九州市準用河川占用料等徴収条例（平成 1 2 年北九州市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「から第 2 5 条まで」を「、第 2 4 条又は第 2 5 条」に改める。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

（1） 流水占用料等の額が年額で定められている流水の占用、土地の占用又は土石の採取（以下「流水占用等」という。）の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、流水占用等の額が月額で定められている流水占用等の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算する。

第 3 条第 2 号中「流水の占用の許可を受けた」を「流水占用料は、占用する流水の」に、「のときは、1 リットルとし、占用許可水量に」を「であるとき、又は占用許可水量に毎秒」に、「小数点以下第 2 位」を「小数点以下第 3 位」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

（3） 土地占用料は、表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

第 3 条第 4 号中「土石の採取の量が」を「土石採取料は、採取する土石の数量が」に、「のとき又は土石の採取の量」を「であるとき、又はその数量」に改める。

第 4 条中「流水の占用、土地の占用又は土石の採取（以下「流水占用等」という。）」を「流水占用等」に改める。

別表の 1 流水占用料の表の原動力に供するものの項中「9 7 円」を「9 9 円」に改め、同表の鉱工業用その他に供するものの項中「5, 4 0 0 円」を「5, 5 0 0 円」に改める。

別表の 2 土地占用料の表の地下街及び地下室の項中「0. 0 0 4」を「0. 0 0 5」に、「0. 0 0 7」を「0. 0 0 8」に、「0. 0 0 8」を「0.

01」に改め、同表の耕作地の項中「10円」を「8円」に改める。

別表の3 土石採取料の表の土砂の項中「114円」を「116円」に改め、同表の砂の項中「148円」を「150円」に改め、同表の砂利の項中「229円」を「233円」に改め、同表の栗石の項中「148円」を「150円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第23条、第24条又は第25条の許可（以下「許可」という。）を受けて流水の占用、土地の占用又は土石の採取（以下「流水占用等」という。）をしている者（当該許可に係る流水占用等の期間が1年以下の者に限る。）の、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該許可に係る流水占用等の期間が満了する日（以下「満了日」という。）までの流水占用等に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料（以下「流水占用料等」という。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に許可を受けて流水占用等をしている者（当該許可に係る流水占用等の期間が1年を超える者に限る。）の、施行日から満了日までの流水占用等に係る各年度の流水占用料等の額は、流水占用等の種別ごとに算出した前年度の流水占用料等の額に1.2を乗じて得た額を上限とする。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第53号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「第19条の2」を「第19条の2各号列記以外の部分」に、「第67条第10号」を「第67条第11号」に改める。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧し、」の次に「電気自動車等（」を加え、「原動機付自転車をいう。以下この条」を「原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この項」に、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、「」をいう。以下この条」の次に「及び第67条第10号」を加え、同項第4号中「急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間が絶縁されていない」を「充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない」に改め、同項第5号及び第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項第7号中「漏電」の次に「、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電」を、「急速充電設備を」の次に「自動的に」を加え、同項第8号中「電圧」の次に「及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧」を、「急速充電設備を」の次に「自動的に」を加え、同項第9号中「異常な」の次に「高温とならないこととし、異常な」を、「急速充電設備を」の次に「自動的に」を加え、同項中第13号を第17号とし、第12号を第16号とし、第11号の次に次の4号を加える。

(12) コネクター（充電用のケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、当該コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(13) 充電用のケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えず、かつ、充電用のケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止する措置を講ずること。

(14) 複数の充電用のケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を

自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止する措置を講ずること。

(15) 蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について第7号（制御機能の異常に係るものに限る。）及び第8号に掲げる措置並びに次に掲げる措置を講ずること。

ア 異常な高温とならないこと。

イ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止すること。

第13条の2に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第49条第1項第1号中「第1条第3項」を「第1条の2第3項第1号イ」に改める。

第67条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1項を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第13条の2第1項各号列記以外の部分に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第54号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「5の項」を「6の項」に改め、同表の9の項を同表の10の項とし、同表の8の項を同表の9の項とし、同表の7の項中「5の項」を「6の項」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の6の項中「5の項」を「6の項」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の5の項を同表の6の項とし、同表の4の項を同表の5の項とし、同表の3の項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

3 児童相談等業務手当	子ども総合センターに勤務する職員が、児童の福祉に関する相談、指導、一時保護等の業務に従事したときに支給する。	従事した1日につき1,000円	
-------------	--	-----------------	--

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第73号

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則（昭和53年北九州市規則第88号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市普通河川管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 7 4 号

北九州市普通河川管理条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市普通河川管理条例施行規則（昭和 4 6 年北九州市規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 占用料等の額が年額で定められている占用等の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、占用料等の額が月額で定められている占用等の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「占用許可水量が毎秒 1 リットル未満のときは、1 リットルとし、占用許可水量に 1 リットル」を「流水占用料は、占用許可水量が毎秒 1 リットル未満であるとき、又は占用許可水量に毎秒 1 リットル」に、「小数点以下第 2 位」を「小数点以下第 3 位」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 土地占用料は、表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「採取の量が」を「土石採取料は、採取する土石の数量が」に、「のとき又は採取の量」を「であるとき、又はその数量」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「の占用料等」を「に規定する占用料等」に改め、同項第 2 号中「占用料等は、会計年度ごとに徴収し、初年度にあつては」を「許可を受けた日の属する年度の占用料等にあつては」に、「次年度以降の分にあつては」を「許可を受けた日の属する年度の翌年度以降の占用料等にあつては」に改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市準用河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 7 5 号

北九州市準用河川管理規則の一部を改正する規則

北九州市準用河川管理規則（昭和 5 1 年北九州市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 3 条」の次に「又は第 2 4 条」を加え、「基づく」を「より」に改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第439号

北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和55年北九州市条例第12号）第2条第2項の規定により、同条第1項に定める負担対象工事を次のとおり指定する。

令和2年12月16日

北九州市長 北橋健治

工種の種類	工事名	工事の実施された場所	工事の完了の日	工事に要した費用（円）
港湾環境整備施設等（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事	響灘南緑地整備工事	若松区響町一丁目	令和2年3月31日	1,148,669
港湾環境整備施設等（施設の敷地を含む。）の維持の工事	新門司地区管理業務	門司区新門司北二丁目、新門司北三丁目及び大字今津	令和2年3月31日	40,262,516
	太刀浦地区管理業務	門司区太刀浦海岸		
	旧門司地区管理業務	門司区東港町及び旧門司二丁目		
	西海岸地区管理業務	門司区港町及び西海岸一丁目		
	大里地区管理業務	門司区大里本町三丁目		
	日明地区管理業務	小倉北区西港町		
	砂津地区管理業務	小倉北区浅野三丁目		
	戸畑地区管理業務	戸畑区川代		

	業務	二丁目		
	八幡地区管理 業務	八幡東区大 字枝光		
	若松地区管理 業務	若松区久岐 の浜及び本 町一丁目		
	響灘地区管理 業務	若松区響町 一丁目		
港湾におけ る漂流物の 除去その他 の清掃のた めの工事	新門司地区清 掃ほか業務 太刀浦地区清 掃ほか業務 旧門司地区清 掃ほか業務 西海岸地区清 掃ほか業務 高浜地区清掃 ほか業務 日明地区清掃 ほか業務 戸畑地区清掃 ほか業務 若松地区清掃 ほか業務 響灘地区清掃 ほか業務	北九州港臨 港地区及び 港湾区域内 の門司地区 、小倉地区 及び洞海地 区	令和2年3 月31日	82,031,080

北九州市告示第440号

北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和55年北九州市条例第12号）第4条第1号の規定により、同条例第2条第1項に定める負担対象工事に要する費用の負担割合を次のとおり定める。

令和2年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

工 事 名	負担割合
響灘南緑地整備工事（令和元年度に実施した工事に限る。）	16分の1

北九州市公告第 8 2 4 号

環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 1 5 条の規定により送付された、北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）に係る環境影響評価準備書について、同法第 2 0 条第 4 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成 1 0 年北九州市条例第 1 1 号）第 3 4 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 鳥類に対する影響について

本事業の事業実施区域周辺には、オオミズナギドリの集団繁殖が確認されている白鳥が存在する。また、ハチクマをはじめとした渡り鳥が、渡りの際に事業実施区域内を飛翔することが確認されている。

このため、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

（1）バードストライク対策について

事業実施までの期間における技術革新の可能性を見据え、国内外の先行事例や最新の知見に関する情報収集を継続して行い、効果的なバードストライク対策手法の導入に努めること。

（2）事後調査について

メンテナンス時に目視等による墜落個体の発見・回収を実施する計画としているが、洋上風力発電の特性を考慮すると、同計画では影響の程度の把握は困難であると考えられるため、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、現時点で実行可能かつ有効な事後調査手法について再度検討を行い、本事業による影響を適切に把握するよう努めること。

2 風力発電施設から発生する騒音による影響について

低周波音をはじめとした騒音については感じ方に個人差があることを考慮し、事後調査等により施設の稼働による騒音の影響に関するデータの収集を行い、影響が確認される場合には、適切な環境保全措置を講じ、影響の低減に努めること。

3 集合設置による影響について

事業実施区域となる海域への設備の集合設置による潮流等の変化を通じた動植物への影響の有無に関する検討結果について、参考とした先行事例を例示する等、根拠を明示したうえで改めて評価書に記載すること。

また、先行事例を例示するにあたっては、地形や生態系といった地域特性について可能な限り詳細に整理し、本事業との比較を行った結果を明らかにすること。